

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 財務省 第1次回答

管理番号

32

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

### 提案事項(事項名)

国税連携システムによるデータ送信方法の見直し

### 提案団体

東京都

### 制度の所管・関係府省

総務省、財務省

### 求める措置の具体的な内容

所得税の申告情報が地方団体へデータ送信される国税連携システムについて、電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようにするなど、国税連携システムのデータ送信方法の見直し

### 具体的な支障事例

国税連携システムにおいては、納税者が電子申告(e-Tax)を行ったデータが各地方団体のサーバへ自動的に送信される仕組みが採られており、都では個人事業税の課税事務で活用している。しかし、納税者が送信した誤った申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合、地方団体には「削除された」という情報がデータ送信されないため、有効な申告であると判断し、本来、課税してはならない者に対し誤った課税が行われてしまうおそれがある。また、納税者が本来申告すべきでない税務署へ電子申告(e-Tax)した場合、正しい税務署へ申告情報を移す移送処理が税務署間で行われるが、地方団体へは「移送処理した」というデータが送信されないため、有効な申告であると判断し、他の地方団体からも二重に課税されてしまうおそれがある。そのような事態を防ぐため、都では、送信されないデータを各税務署から紙媒体で提供を受け、当初申告時に自動送信されたデータとの突合作業を行っているが、約4ヶ月の作業日数や費用負担が発生している。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

データ送信の方法を見直すことにより、二重課税等の課税誤謬が減少し、税制度に対する納税者の信頼を高めることができる。また、地方団体においては、不要な調査事務が減ることで事務の効率化が図れるとともに、公平・公正な課税事務の遂行を実現することができる。

### 根拠法令等

所得税申告書等の地方団体への電子的送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総税企第72号 総務省自治税務局企画課長通知)

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、大田原市、柏市、新宿区、江戸川区、神奈川県、静岡県、兵庫県、久留米市、筑紫野市、延岡市、沖縄県

○本県でもこれまで削除されたデータを基に課税したケースはほとんどないが、移送による二重課税はまれに

発生している。納税者からの問合せがないと把握できない状況で有り、適正な課税事務をするためにも提案内容については必要と考える。

## 各府省からの第1次回答

「求める措置の具体的な内容」に記載されている「電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようにする。」との提案については、実現方式や運用開始時期、他の地方団体の意向などを総合勘案した上で、予算措置を前提として、当庁システムの改修により対応可能であることから、総務省を通じて要望願いたい。

なお、「税務署で処理した後にデータ連絡」する方式に変更した場合、地方団体側への送信時期が遅れることについて、他の地方団体とも調整を要すると思料。

(注) e-Tax で提出された申告書データ等の地方団体への送信タイミングについては、開発当初の検討の中で、総務省が各地方団体との調整を行い、早期処理の観点から納税者が送信し正常に受け付けられた時点でデータ連携を行う仕様としたという経緯がある。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第1次回答

管理番号

77

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国直轄事業を都道府県が行う場合(施行委任事業)の会計法の見直し

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、環境省

求める措置の具体的な内容

国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、事業の執行にあたっては、地方自治法や地方自治法施行令等に基づいて執行できるように会計法の規定を見直し。

具体的な支障事例

## 【制度改正の経緯】

国の直轄事業を都道府県が受任する場合、会計法48条第2項の規定により入札・契約事務等について、会計法及びその他の会計に関する法令の規定を準用することとされている。

一方、都道府県では地方自治法や地方自治法施行令及び個別に規定する会計規則等により上記事務を行っている。

今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を受任し実施する予定であるが、入札事務等において、県の規則と国、環境省が定める基準が異なっていて、円滑かつ効率的な事務の執行に支障を来している。

## 【支障事例】

本県では請負対象額1億円以上の工事について低入札価格調査制度を実施している。

今年度工事予定箇所が2か所あり、内1か所は1億円未満の工事であるが、施行委任で行う場合、低入札価格調査制度の対象となる。(1,000万円以上が対象。)

低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されないおそれがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。(県の低入札価格調査制度でも契約までに1~2か月程度要している。)

事業者側も資料提出や低入札価格で契約した場合には、監督者の増員が必要になるなど、県、事業者とも負担が大きい。

また、県の入札事務で行っている、予定価格の事前公表(事前漏洩による不正防止)や最低制限価格の設定(ダンピングの防止)が適用できないなどの支障も生じる。

## 【参考】

過去に同事業を受任した19都道県308件の契約において会計検査院から地方自治法施行令では規定があるが、国の会計法令に規定のない最低制限価格が設定されていたとの指摘を受けている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

施行委任された工事と県工事の事務手続きが統一化されることで、入札・契約事務の効率化及び迅速化が図られ、事務の錯誤がなくなる。また、受注者側にとっても混乱がなくなる。

根拠法令等

- ・会計法第 29 条の6第1項、第 48 条第2項
- ・予算決算及び会計令 79 条、85 条
- ・地方自治法施行令 167 条の 10 第2項
- ・国立公園等整備事業実施要領
- ・国立公園等整備事務取扱要領
- ・工事請負契約等に係る予算決算及び会計令 85 条の基準の取扱いについて(改正 平成 27 年 10 月 1 日環境会発 1510014 号)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岐阜県

##### ○【支障事例】

本県では、低入札価格調査制度の対象とする建設工事は、契約予定価格が5億円以上のものとなっている。しかし、国直轄(施行委任)事業では、契約予定価格が 1,000 万円を超える建設工事は、低入札価格制度を適用することとなっており、低入札価格調査基準価格を下回った場合、資料作成、事情聴取、契約審査会の審査に係る事務手続きが必要となる。

平成 25~27 年度に、本県が実施した施行委任事業に係る工事入札 7 件のうち、4 件が調査基準価格を下回り、調査及び審査事務に約 1 ヶ月を要し、事務負担の増加だけでなく、工事着工が遅れるという事態が生じた。また、県の入札制度に則った場合には最低制限価格を下回り失格となる業者が、落札者となるなど、同一発注機関であるにもかかわらず、取扱いが違うことで入札業者の混乱が生じている。

##### ○【支障事例】

本県では競争入札のうち、予定価格 1 億円以上のものについてのみ低入札価格調査制度を適用し、予定価格 1 億円未満のものについては最低制限価格制度を適用している。しかし、施行委任で行う場合は 1,000 万円以上のものについて低入札価格制度の適用となる。

施行委任において低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されない恐れがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。(県の低入札価格調査制度でも契約までに 1 か月程度を追加で要する。) 事業者側にも資料提出が要求されるほか、基準価格を下回る業者と契約する場合は追加の技術者配置が要求されるなど、県・事業者とも負担を生じる。

また県の入札事務にて行われている予定価格の事前公表ができないことから、予定価格を探ろうとするような不正な動きの防止ができないことや、最低制限価格の設定ができないことから実効あるダンピングの防止ができないといった支障が生じる恐れがある。

#### 各府省からの第 1 次回答

会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 48 条第 1 項、第 2 項及び予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 140 条に基づき、本提案における国の直轄事業は、都道府県の知事又は知事の指定する職員(以下、都道府県知事等)が国の会計事務を行うことができるとされ、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 9 項第 1 号に規定された第 1 号法定受託事務に位置づけられている。

地方自治法等では、会計法令と異なる規定が一部あると承知しているが、都道府県知事等におかれても、国の会計事務を法令に則り、適切に行われたい。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第1次回答

管理番号

228

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

財政融資資金地方資金の借入における借入金利方式の選択可能期限の変更

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

財務省

求める措置の具体的な内容

財政融資資金地方資金の借入における借入金利方式の選択可能期限について、各団体が金利情勢等を考慮し借入時期に選択できるよう見直してほしい。

具体的な支障事例

【支障事例】

財政融資資金地方資金の借入について、固定金利方式、利率見直し方式(5年から30年毎)の方式があるが、方式の選択時期が前年度末となっている。

本市では、利率見直し方式(5年毎)を選択しているが、平成27年度債の借入(平成28年5月)において、現下の低金利情勢を勘案し、提示された利率に応じて固定金利や利率見直しの時期の延長を検討したところであるが、平成27年度債の借入金利方式の選択は平成27年5月までに手続きを行うこととされていたことから、金利情勢を踏まえた変更を行うことができなかった。

なお、地方公共団体金融機関については、前年度の8月が借入金利方式の決定期限となっており、金融機関は借入時に決定している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各団体が借入時期における金利情勢等を考慮し選択を行うことが可能となり、公債費負担軽減が図られる。

根拠法令等

地方自治法

平成27年度財政融資資金地方長期資金等借入の手引(財務省 福岡財務支局)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鹿角市、福島県、銚子市、厚木市、東海市、八尾市、大村市、五島市

—

各府省からの第1次回答

財政融資資金に係る融通条件(借入年限や借入金利方式の選択等)は、前年度8月末に、各財投機関等から提出される要望に基づき、政府予算案の決定時(通常は前年度12月)に、財投機関毎の融通条件と、それを踏

まえた財投債の調達年限を決定(ただし、地方公共団体については、例外的に借入金利方式の変更を前年度末まで認め、地方公共団体の利便性に配慮。)。

27年度財政投融資計画の運用額(決算ベース)8.9兆円のうち、地方公共団体に係る運用額は3.1兆円(35.2%)を占めているところ、各団体の借入時期まで、借入金利方式の選択が留保されることとなれば、必要となる財投債の調達年限への影響が大きく、財政融資資金全体のALM(資産負債管理)上の問題に及ぶため、要望にお応えすることは困難である。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第1次回答

管理番号

273

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

財政融資資金における起債前貸制度の変更

提案団体

池田市

制度の所管・関係府省

財務省

求める措置の具体的な内容

財政融資資金における起債前貸制度について、事業完了までの間のつなぎ資金として事業進捗の円滑化を図るために設けられた制度であるが、年度ごとに出来高に応じた貸付制度(起債前貸ではなく本貸として)に変更する。

具体的な支障事例

財政融資資金における普通地方長期資金の貸付けについては、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第26条により、貸付対象事業が完了した後でなければ、貸付けを受けることができない。そのため、複数年度にわたる貸付対象事業においては、事業進捗の円滑化を図るために、つなぎ資金を貸し付ける起債前貸制度が設けられているところであるが、事業完了段階でつなぎ資金(起債前貸)を利息を付して返済し、新たに普通地方長期資金(本貸)に借り換えることになっており、事務手続きの煩雑化及びつなぎ資金にかかる借入利息の負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

年度ごとに出来高に応じた貸付制度に変更することにより、事務手続きの負担軽減及びつなぎ資金にかかる借入利息の負担解消を図ることができる。※機構資金については、現行制度において出来高に応じた貸付となっている。

根拠法令等

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第26条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、茨城県、銚子市、厚木市、東海市、大阪市、八尾市、羽曳野市、伊丹市、五島市、朝倉市、大村市、延岡市

○財政融資資金の起債前貸で借り入れた資金に係る利息については、普通交付税の基準財政需要額(実額算入分)の算定対象とならないため、過疎対策事業、辺地対策事業等、本来であれば基準財政需要額に算入されるべき事業であっても、当該利息分については算入されず、自治体の負担増となっている。

※機構資金等の出来高に応じた貸付であれば算定対象となるため、資金によって差異が生じている。

## 各府省からの第1次回答

地方公共団体の起債は、特定の目的に限って認められているところ、当該目的は、貸付対象事業の完了により初めて達成されることから、財政融資資金の貸付に当たって貸付対象事業の完了を確認することが必要だと考えている。

起債前貸制度については、事業完了までの間のつなぎ資金が必要となる場合に貸付を行っているものであり、財政融資資金の調達コスト等を賄うための利息の徴収が必要となるが、その利率は長期資金の場合と同じ。また、事業完了段階での起債前貸から長期資金への借り換えに当たって必要となる事務手続については、27年度の地方分権改革提案を踏まえ、既に提出書類の簡素化等を行っており、必要最小限の手續となっていると考えている。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第1次回答

管理番号

274

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

財政融資資金における貸付期限の変更

提案団体

池田市

制度の所管・関係府省

財務省

求める措置の具体的な内容

財政融資資金の普通地方長期資金の貸付けにおいて、明許繰越する事業に係るもの（以下、「補正繰越分」という）については、繰越年度の5月末日まで借り入れができるよう制度を変更する。

具体的な支障事例

財政融資資金における普通地方長期資金の貸付けについては、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第28条により、貸付期日の延長期間が貸付決定された翌年度の3月末日となっている。

そのため、3月下旬完成予定の補正繰越分については、事業が「ほぼ完成」の状況で、国庫補助金の実績報告見込に基づき、2月中旬に借り入れの申込みをしなければならず、事業完了後に国庫補助金の実績報告を提出し、国庫補助金の確定額が実績報告見込額から減額となった場合は、補助裏債（国庫補助事業の地方負担分に対する起債）の借入対象額も減額となり、結果、借入額に超過が発生することとなる。

そこで、借入額に超過が発生するリスクに鑑み、国庫補助金の実績報告見込に基づき算出した借入対象額から、安全を見て借入申込額を圧縮する検討を余儀なくされている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

繰越年度の5月末までの借り入れができるようになれば、実績報告の確定後に借り入れできるため、超過額の発生リスクを回避できるようになる。

※機構資金については、現行制度において繰越年度の5月末日までの借り入れが可能となっている。

根拠法令等

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第28条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小樽市、鹿角市、福島県、茨城県、銚子市、厚木市、三条市、上越市、東海市、八尾市、羽曳野市、伊丹市、徳島市、大牟田市、五島市、朝倉市、大村市、延岡市

○本市においても同様のケースが発生しており、特に国の補正予算に基づく補正予算債の発行について、安全を見て発行を検討するケースがあり、その場合、普通交付税措置の基準財政需要額への算入が減額となるため、地方負担が追加で発生することとなっている。

## 各府省からの第1次回答

「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第3条においては、長期運用予定額の繰越しの期限は翌年度とされている。これは、財投対象機関の事業については、その性質上、国の予算の対象となる事業に比べ弹力的に運営する必要があることから、長期運用予定額にかかる財政融資資金を年度を越えて新たに長期運用することができるよう、財政融資資金の繰越しを定めているものである。

こうした定めを受け、「資金の管理及び運用の手続に関する規則」においても、普通地方長期資金等の貸付について、年度を越えて3月末日まで貸付期日の延長を認めているところである。本提案の実現のためには上記の法律及び規則の改正が必要となるが、運用規律維持の観点から、貸付期日の更なる延長を認めることは適切ではなく、当該改正は困難と考える。